

助成金申請



社会保険労務士は助成金申請の専門家です。

(厚生労働省所管の助成金の申請代行は社会保険労務士のみに認められています。)

助成金サービスメニュー

1. 助成金診断 貴社が気づいていない助成金のチャンスをプロの目で精査します。

助成金診断チェックシート	
1	就業開始を申請し、労働基準監督署に届け出ている
2	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
3	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
4	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
5	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
6	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
7	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
8	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
9	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
10	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
11	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である
12	就業開始後、労働基準監督署に届出済みの事業主である

診断チェックシートにご記入いただき、貴社の状況をヒアリングいたします。



診断の結果、可能性のある助成金の資料を送付いたします。また、助成金の相談については初回無料で対応いたします。

2. 助成金申請代行

- 専門家は自らの経験や同業者との情報交換、行政からの通知等の**情報収集**により、助成金受給の可能性を高めています。
- 助成金は、制度や要件が頻繁に変わりますので、書籍やインターネット検索だけでは情報が追いつかないのが現状です。
- 実務上は、管轄機関が内部で審査決定を円滑に進めやすいよう**書類を作成するノウハウ**が必要になってきます。(都道府県、窓口単位で要求が違うことも・・・)

つまりプロに任せることが、助成金受給の近道です。

■主だった助成金申請を検討すべき状況は・・・

- 事業を開始したとき。
- 会社を設立したとき。
- 新規事業に進出するとき。
- 労働者を新たに雇い入れるとき。
- 育児・介護を支援するとき。
- 教育研修を行うとき。
- 定年制度、福利厚生制度の改善を行なったとき。
- 非正規社員（パート等）の処遇改善を行なうとき。
- ...など

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

利用価値の高い「助成金」のご紹介



助成金の種類によって審査、提出書類等異なりますが、条件に合いそうだと思いますらぜひお問い合わせ下さい。(助成金額は中小企業の金額です。)

対象	名称	助成額(率)	生産性要件を満たす時	主な要件・内容
教育 研修	人材開発支援助成金 (訓練コース)	【賃金助成】 1時間 380円～ 760円 【経費助成】 30～45% 【実施助成】 1訓練あたり 20万円	【賃金助成】 1時間 480円～ 960円 【経費助成】 45～60% 【実施助成】 1訓練あたり 25万円	①特定訓練コース OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、生産性向上に直結する訓練(10時間以上)について助成。 ②一般訓練コース 特定訓練コース以外の訓練(20時間以上)について助成
	人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)	【賃金助成】 1時間 760円 【経費助成】 実費 【実施助成】 1訓練あたり 10万円	【賃金助成】 1時間 960円 【経費助成】 実費 【実施助成】 1訓練あたり 13万円	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った場合に助成。 ※経費助成は支給率と訓練時間に応じた上限あり 支給率 訓練後、正社員化：70%～100% 訓練後、非正規維持：60%～75% 上限額 100時間未満 15万円 100時間以上～200時間未満 30万円 200時間以上 50万円
	人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング 支援コース)	【賃金助成】 1時間 960円 【経費助成】 75%		事業展開等新分野で必要な知識・技能習得のための訓練を行った場合に助成。 ※経費助成は支給率と訓練時間に応じた上限あり 上限額 100時間未満 30万円 100時間以上～200時間未満 40万円 200時間以上 50万円
非正規 雇用 (パート/ 契約社員 /派遣)	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期→正規 1人あたり 57万円	有期→正規 1人あたり 72万円	正規雇用への転換制度の導入、実施。 ・有期→正規：1人あたり57万円<72万円> ・無期→正規：1人あたり28.5万円<36万円> (1年度1事業所当たり20人まで)
	キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)	57万円	72万円	正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用。
	キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度導入コース)	38万円	48万円	有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成。
高齢者	65歳超雇用推進助成金	15万円～ 160万円		①65歳以上への定年の引上げ ②定年の定め廃止 ③66歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入
	高齢者無期雇用転換コース	1人あたり 48万円	1人あたり 60万円	50歳以上の有期雇用労働者を無期雇用に転換 (1年度1事業所当たりの申請上限10人)
育児	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース ・業務代替支援)	28.5万円 ～ 57.5万円	36万円 ～ 72万円	①育児休業後、原職復帰させる旨を規定 ②休業対象者が原職復帰後、6ヶ月以上継続雇用 ③3か月以上の育児休業者の代替要員を確保
	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)	20万円～ 125万円	20万円～ 140万円	男性の育休取得推進の取り組みを行い、男性労働者が5日以上育児休業を取得した場合に助成。
職場 環境 整備	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支 援コース)	25万円～ 490万円		生産性の向上、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む場合に助成。
	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入 コース)	40万円～ 340万円		勤務間インターバル制度を導入し、設備等の導入・コンサルティングを受けることにより、労働時間等の設定改善に取り組む場合に助成。
雇入れ	特定求職者雇用開発助成金	40万円～ 240万円		「高齢者」「障害者」「母子家庭の母」「父子家庭の父」「震災被災者」等の就職困難者を雇用。
	トライアル雇用助成金	3万円～ 12万円		職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を「トライアル雇用」として雇用。 特定要件を満たした場合、月額最大5万円。

助成金標準手数料・報酬表

弊所の標準手数料・報酬料金です。同時申請の場合は、割引がございます。また、申請についての最低報酬額もございましたので、お気軽にお問合せください。

対象	名称	手続顧問契約先様	相談顧問契約先様	スポット契約先様
教育 研修	人材開発支援助成金 (訓練コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	顧問契約先様のみ
	人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)			
	人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリテラシー 支援コース)			
非正規 雇用 (パート/ 契約社員 /派遣)	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	顧問契約先様のみ
	キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)			①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度導入コース)			①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 5.5万円~13.2万円
高齢者	65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	65歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)	助成金額の15%+税	助成金額の20%+税	助成金額の30%+税
育児	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース ・業務代替支援)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)			
職場 環境 整備	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支 援コース)	①助成金額の15%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~5.5万円	①助成金額の20%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円	①助成金額の30%+税 ②就業規則変更手数料等 3.3万円~11万円
	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入 コース)			
雇入れ	特定求職者雇用開発助成金	助成金額の10%+税	助成金額の15%+税	助成金額の30%+税
	トライアル雇用助成金	1人当たり3.3万円	1人当たり3.3万円	助成金額の30%+税
共通		1 申請最低報酬額：33,000円 就業規則の変更等が同時に可能な場合：3制度以上は無料		

2204

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL：078-361-2031 FAX：078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL：079-286-5030 FAX：079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人・行政書士
庄司茂事務所